

## 地域計画変更に係る協議の場の結果について（農業経営基盤強化促進法第19条関係）

大崎市では、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、地域計画変更の申出のあった事項について、地域計画の変更を予定しています。つきましては、下記の内容について意見を募集した結果を報告します。

### 1. 対象地域

三本木地域

### 2. 地域計画変更の概要

変更を希望する土地および内容は下記のとおりです。

No	地名	地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	変更内容	変更理由
1	三本木蒜袋字東谷地	60-1	田	644	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
2	三本木蒜袋字東谷地	60-3	田	370	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
3	三本木蒜袋字東谷地	60-4	田	372	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
4	三本木蒜袋字東谷地	62-2	田	139	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
5	三本木蒜袋字東谷地	24-12	田	362	区域からの除外	農地以外の利用に供するため

### 3. 意見募集期間

令和8年1月23日（金）～令和8年1月29日（木）

### 4. 意見募集結果

意見等はありませんでした。

### お問い合わせ先

大崎市産業経済部農政企画課（大崎市古川七日町1-1 市役所本庁舎3階）TEL: 0229-23-7090 FAX: 0229-23-7578 Mail: nousei@city.osaki.miagi.jp